

事務事業マネジメントシート（21年度実績と22年度計画）

22年度予算確定後 平成 22 年 3 月 16 日 作成
21年度決算把握後 平成 22 年 月 日 作成

事務事業名		介護保険認定事業				☐ マニフェスト関連 ☐ 全庁横断課題関連 ☐ 集中改革プラン関連			
総合計画体系	政策	4	みんな元気で笑顔あふれるまちづくり			所属部	健康福祉部	課長名	後藤博康
	施策	16	高齢者・障がい者の自立促進と社会参加			所属課	高齢者支援課	担当者名	田中 景子
	基本事業	50	高齢者支援体制の充実			所属班	高齢者保険班	(内線)	2116
予算科目		会計	款	項	目	事業連番	法令根拠	介護保険法	
		30	1	3	2	10495			
								成果優先度評価結果	12
								コスト削減優先度評価結果	-
終了、開始年度		☐ 21年度で終了 ☐ 22年度から開始		事業期間		☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返(開始年度 年度) ☐ 期間限定複数年度 (年度 ~ 年度)			

★事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)

【事業の内容】 (開始した背景・きっかけ・今後の状況変化を含む)	平成12年の介護保険制度開始から、新規、更新、区分変更の要支援・要介護認定申請を受付後、訪問調査員が認定調査を行った資料と主治医の意見書を基に、1次判定の入力を行い2次判定の依頼を菊池広域連合へ定期的に依頼する。認定結果が分かり次第、被保険者へ結果通知書と介護保険被保険者証を送付する。
【業務の流れ】	【業務の流れ】 要介護(支援)の認定申請を受け、当該申請者の認定調査、主治医意見書の依頼、二次判定の依頼、認定結果の通知等。このほか、菊池広域連合への負担金支払事務、認定結果に対する苦情処理等の業務を行う。
【主な予算費目】	役務費(広域等との回線使用料、切手代、主治医意見書料)、訪問調査員報酬、旅費、消耗品費、修繕費、燃料費、委託料(認定調査)、公課費、負担金
【意見や要望】 関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか?	平成21年度より、認定方法が見直されたことに伴い、軽度判定されるケースがあるため、サービスを確保する観点から、経過措置として希望調書を更新申請者全員から取る必要があったので、問い合わせ及び判定結果に対する苦情があった。

1 現状把握の部(DO, PLAN)

(1) 事務事業の目的と指標	
① 手段(主な活動) 21年度実績(21年度に行った主な活動)(DO)	22年度計画(次年度に計画している主な活動)(PLAN)
平成21年度より、認定方法が見直されたことに伴い、軽度判定されるケースがあるため、サービスを確保する観点から、経過措置として希望調書を4月から9月の更新申請者全員から取った。また、10月に再度認定方法が見直され、新基準になり経過措置中の新規申請で非該当になった18人の方に再度申請を促した。	新規申請:500 更新申請:1,500 区分変更申請:150 上記の認定申請受付及び2次判定のための調書作成
④活動指標(事務事業の活動量を表す指標)=①の指標 (単位)	(単位)
⇒ア 認定申請件数	イ
② 対象(誰、何を対象にしているのか) *人や自然資源等	⑤対象指標(対象の大きさを表す指標)=②の指標 (単位)
第1号被保険者	⇒ア 第1号被保険者 人
	⇒イ
③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)	⑥成果指標(意図の達成度を表す指標)=③の指標 (単位)
要介護(支援)認定を公平・公正に行う。	⇒ア 認定に対する不満に基づく区分変更件数 件
	⇒イ
*⑥成果指標設定の理由と平成22年度目標値設定の根拠	
意図の要介護(支援)認定を公平・公正に行うことによって、認定に対する不満はないものと思われるので、不満に基づく区分変更申請数とした。要介護(支援)認定を公平・公正に行なっているが、約2,000件申請のうち数件の区分変更はやむを得ないという判断のため	

(2) 各指標・総事業費 の推移			単位	19年度 実績(決算)	20年度 実績(決算)	21年度 目標(当初予算)	21年度 実績(決算)	22年度 目標(当初予算)	23年度 予定	24年度 見込
④ 活動指標	ア	件		1841	1996	2000	2128	2200	2200	2200
	イ									
⑤ 対象指標	ア	人		10177	10504	10600	10780	10800	11342	11817
	イ									
⑥ 成果指標	ア	件		5	3	5	20	5	5	5
	イ									
投入量	事業内 費	国庫支出金	千円							
		都道府県支出金	千円							
		地方債	千円							
		その他	千円							
		繰入金	千円					1,150		
		一般財源	千円	30,574	31,856	31,792	30,889	37,456	39,000	39,500
	(A) 事業費計		千円	30,574	31,856	31,792	30,889	38,606	39,000	39,500
	(A)のうち指定経費		千円	13,053	11,610	11,655	10,648	13,810	13,810	
	(A)のうち時間外、特勤		千円							
	人件費	正規職員従事人数	人	6	6	6	8	8	8	8
延べ業務時間		時間	580	1,915	580	2,105	2,105	2,105	2,105	
(B)人件費計		千円	2,303	7,660	2,308	8,378	8,378	8,378	8,378	
トータルコスト(A)+(B)		千円	32,877	39,516	34,100	39,267	46,984	47,378	47,878	

総トータルコスト
全体計画
～ 年度

(期間限定複数年度のみ記載)

0
0
0

谷志市

事務事業名	介護保険認定事業	所属部	健康福祉部	所属課	高齢者支援課
-------	----------	-----	-------	-----	--------

2 評価の部 (SEE)

*原則は21年度の事後評価、ただし複数年度事業は21年度実績を踏まえての途中評価

目標達成度評価	①21年度目標達成度評価 事務事業の前年度実績は前年度目標値を達成したか、未達成の場合その原因は？	☐ 達成した ☒ 達成しなかった ⇒【理由】 平成21年度より、認定方法が見直されたことに伴い、軽度判定されるケースが多数あったため。
	②22年度目標達成見込み 事務事業の本年度目標値に対して本年度の見込みはついているか？	☒ 目標達成見込みあり ⇒【理由】 ☐ 目標達成は厳しい ⇒【理由と対策】 認定方法が平成21年10月より、新しい基準になったことにより、軽度判定されるケースが少なくなると見込めるため。
有効性評価	③成果の向上余地 次年度以降にこの事務事業の成果を向上させる余地はあるか？成果が頭打ちになっていないか？	☒ 向上余地がある ⇒【理由】 ☐ 向上余地がない ⇒【理由】 平成21年10月の認定方法の変更が定着し、事務を適切に処理することで、期待される効果は得られるものと判断する。
	④類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☐ 他に手段がある (具体的な手段、事務事業) ☐ 他に手段がない ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができる ⇒【理由】 ☒ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 介護保険は、介護を必要とする人が申請し認定を受けることでサービスを受給するものであり、この一連の事務により目的が達成されることから、他事務との連携は想定できない。
効率性評価	⑤事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など)	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 現在、保健師1人と認定調査員6人で認定調査業務を実施しているが、7人で処理できる限界の申請者数になっている。認定調査の一部を委託することが可能なので、22年度に委託についての協議を関係機関と行う予定であるが、委託することによって事業費は増加する。
	⑥人件費(延べ業務時間)の削減余地 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずに正職員以外の職員や委託でできないか？(アウトソーシングなど)	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 現在、保健師1人と認定調査員6人で認定調査業務を実施しているが、7人で処理できる限界の申請者数になっている。新規申請者は市が認定調査を行う必要があるが、更新・区分変更申請者の一部の認定調査は委託することが可能なので、22年度に委託についての協議を関係機関と行う予定である。
公平性評価	⑦受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 公平・公正である ⇒【理由】 市嘱託職員による認定調査、主治医による意見書を基に、広域連合に設置する認定審査会により介護度の判定を行っており、公平・公正に行われている。
役割分担評価	⑧行政の役割分担の適正化 事務事業のやり方や手段においてこれまでの行政、市が行ってきた範囲を住民や地域・団体に移行出来ないか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 役割分担は適正である ⇒【理由】 介護保険法により、行政が行うことになっているので適正である。

3 評価結果の総括 (SEE) ※事務事業全体の振り返り、成果及び反省点等を記入

平成21年度より、認定方法が見直されたことに伴い、軽度判定されるケースが多数あったため、認定結果に対して不満に基づく区分変更申請が20件あった。

また、認定方法が見直されたことに伴い、軽度判定されるケースがあるため、サービスを確保する観点から、経過措置として希望調書を更新申請者全員から取る必要があったので、事務的に大変だった。

4 今後の方向性(事務事業担当課案)(PLAN)

(1) 今後の事業の方向性(改革改善案)・・・複数選択可

☐ 廃止

☐ 休止

☐ 目的再設定

☐ 事業統廃合・連携

☐ 事業のやり方改善(有効性改善)

☒ 事業のやり方改善(効率性改善)

☐ 事業のやり方改善(公平性改善)

☐ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない)

現在、保健師1人と認定調査員6人で認定調査業務を実施しているが、介護保険認定申請者数は増加しており7人で処理できる限界のところである。新規申請者は市が訪問調査を行う必要があるが、更新申請及び区分変更申請者の一部の認定調査は、平成22年度中に市内事業所と委託契約することによって、認定調査をスムーズに実施できる。

(2) 改革・改善による期待成果

(廃止・休止の場合は記入不要)

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上			○
	維持			
	低下			

(3) 改革, 改善を実現する上で解決すべき課題(壁)とその解決策

認定調査に伴う委託契約先との事務的連携が煩雑になると懸念される。